

新たに掲示した項目（令和 7 年 5 月）

取扱いのある医療保険及び公費負担医療の指定並びにその他の取扱い

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）
- ・中国残留邦人等支援法の指定

ご不明な点をご相談ください。

服薬管理指導料の算定

かたもと駅前薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認したうえで、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。

薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集したうえで、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。

薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行

かたもと駅前薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の保険薬価や調剤報酬の算定内容の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。

後発医薬品調剤体制加算の算定

かたもと駅前薬局では、後発医薬品の調剤を積極的に行っております。

後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者さまは、受付時に薬剤師等にお申し出ください。

※ 処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医師の許可が必要な場合がございます。処方医師の判断で必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

個人情報保護方針

かたもと駅前薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、個人情報の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に患者さまの個人情報を適切に取り扱っております。また、かたもと駅前薬局においての個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・かたもと駅前薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者さまのご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・かたもと駅前薬局内で行う症例研究
- ・かたもと駅前局内で行う薬学生への薬局実務実習
- ・外部監査機関への情報提供

夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）の算定

かたもと駅前薬局では、夜間時間・休日などで薬局窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

- ・時間外加算：基礎額の 100％を算定
開局時間外で概ね、am6:00～8:00、18:00～22:00
- ・休日加算：基礎額の 140％を算定
日曜日・祝日・12/29～1/3
- ・深夜加算：基礎額の 200％を算定
22:00～am6:00

在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）の算定

かたもと駅前薬局では、患者さまがご自宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者さまのご自宅を訪問し、薬剤服薬指導及び服薬管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、この算定に

は医師の了解と指示が必要となりますので、ご利用時には事前にご相談ください。

地域支援体制加算 2 の算定

かたもと駅前薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算 2 を算定しております。

- ・ 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスへの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出とその算定 40 回以上/年間
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上の勤務かつ 1 年以上の在籍）
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談の取り組み
- ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

連携強化加算の算定

かたもと駅前薬局では、以下に掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、香川県との第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売しております。

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
 - ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
 - イ 個人防備具等の備蓄
 - ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備
- ・ 災害の発生時における体制の整備について

- ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）
- イ 香川県・高松市からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制
- ウ 地方公共団体や高松市薬剤師会等と協議の上で、かたもと駅前薬局のみまたは近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定

かたもと駅前薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者さまの同意を得て算定いたします。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ かたもと駅前薬局に 1 年以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

医療情報取得加算の算定

かたもと駅前薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

- ・ 医療情報取得加算 ・ 12 ヶ月に 1 回 1 点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用に、患者さまへのご協力をお願いさせていただいております。

医療 DX 推進体制整備加算の算定

かたもと駅前薬局では次のような取り組みを行い、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・ オンライン資格確認システムを通じて患者さまの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。

- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DX に係る取組を実施しています。

無菌製剤処理加算の算定

かたもと駅前薬局は、2 人以上の薬剤師（1 名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。

在宅薬学総合体制加算 2 の算定

かたもと駅前薬局は、在宅医療の充実に向け注力しております。開局時間外でも在宅患者さまの体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者さまには、所定の調剤報酬点数表に従い処方箋受付 1 回につき算定しております。

在宅中心静脈栄養法加算の算定

かたもと駅前薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の算定

かたもと駅前薬局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。

医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅療養の患者さまに対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

以上